

貸 渡 約 款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人(運転者を含む。以下同じ。)に貸し渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に反しない範囲で特約にすることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

第2条 (予約)

借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所(店・営業所)、借受期間、返還場所(店・営業所)、運転者、チャイルドシート・カーナビ等の付属品の要否、その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

2前項の予約は、別に定める予約申込金を払って行うものとします。

3前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

4第1項の予約を取消し、または借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。ただし、当社が契約し、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行社等において予約申し込みを行ったときは、その申し込みを受け付けた旅行社等との間で予約の取り消し、変更等ができるものとなります。

第3条 (貸渡契約の締結)

借受人は前条第1項に定める借受条件を明示して貸渡契約を申し込み、当社は、この約款、契約書等による貸渡条件を明示して貸渡契約を締結し貸渡料金を申し受けます。ただし、貸し渡しできるレンタカーがない場合、借受人が第9条各号に該当する場合、又は借受人が次項その他貸渡契約に關して必要な借受人の情報の提供、利用を同意しない場合にはこの限りではありません。

2当社は、レンタカーに関する基本通運(自旅138号 平成7年6月13日)2(6)及び(7)に基づき、貸渡簿(貸渡源泉)及び第11条に規定する自動車貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務若しくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務がある為、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証とその他に身分を証明する書類の提示、それら書類の複写の承諾を求め、借受人は提示、承諾します。

3借受人は、借受期間中に当社が借受人に連絡等する場合に備えて、当社の求めに応じて、借受人の携帯番号等を当社通知します。

第4条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)を貸し渡すことができるものとします。

3全項により貸し出す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料より高くなる時は、予約した車種の貸渡料によるものとし、予約された車種の貸渡料より低くなる時は、当該代替レンタカーの貸渡料によるものとします。

4第2項の場合、借受人は、代替レンタカーの貸し渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第5条 (貸渡契約の解除)

当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の一にでも該当しないときは、何らの通知または催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が全条により受領した貸渡料金を返還しないものとします。

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたときまたはレンタカーが損傷あるいは故障したとき。
- (3) 第9条各号に該当することとなったとき。

2借受人は、レンタカーが借受人に引き渡されるものの瑕疵により使用不能となった場合には、第24条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第6条 (不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

レンタカーの貸渡期間中に天災その他の不可抗力の事由によりレンタカーが使用不能となった場合には貸渡契約は終了するものとします。

2借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとし、貸し渡しから契約終了までの期間に対応する貸渡料金を当社に支払うものとします。

第7条 (中途解約等)

借受人は借受期間中であっても、当社の同意を得て、レンタカーを返還のうえ貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人は、第27条の中途解約手数料を支払うものとします。

2借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障により借受人が貸渡期間中にレンタカーを返還したときは、貸渡契約を解除したものとします。

3全項により借受人がレンタカーを返還したときは、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第8条 (借受条件の変更)

貸渡契約の成立した後、第3条第1項借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2当社は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

3借受人は、第1項に従って貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間以外の借受条件はすべて延長前の貸渡契約と同一とし、変更後の貸渡期間に対応する貸渡料金を当社に支払うものとします。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

当社は借受人が次の各号の一にでも該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引き渡し時の運転とが異なるとき。
- (5) 借受人がチャイルドシートを使用せず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
- (6) 過去の貸し渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納したことがあるとき。
- (7) 過去の貸し渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (8) 過去の貸し渡し(他のレンタカー事業者の貸し渡しを含む)において、第33条第1項又は第34条第2項に記載の事項の一にでも該当する行為があったとき。
- (9) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者団体又は関係者、その他反社会的勢力に属していると認められたとき。
- (10) 当社規定による条件を満たしていないとき。
- (11) その他、当社が適当でないと認めたとき。

第3章 貸渡自動車

第10条 (開始日時等)

当社は、第3条第1項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

第11条 (貸渡方法等)

当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検に基づき車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないことを確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。

2当社は、前項確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には交換等の処置を講ずるものとします。

3当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

第12条 (貸渡料金)

当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸し渡し時において、地方運送局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとします。

2当社が受領する貸渡料金の額は基本貸渡料金及び貸し渡しに付帯する付帯料金(乗捨て料金を含む)の合計合計額とします。

第13条 (貸渡料金改定に伴う処置)

前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約の時に適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

第14条 (定期点検整備)

当社は、道路運送車両法に第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

第15条 (日常点検整備)

借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条 (借受人の管理責任)

借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、管理するものとします。

2前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。

第17条 (禁止行為)

借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けことなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保のように供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号又は車両番号を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造もしくは改装すること。
- (4) 当社の承諾を受けことなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 当社の承諾を受けことなく借受人および貸渡契約締結時に定めた運転者以外の者にレンタカーを運転させること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けことなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) 前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと。

第18条 (駐車違反の場合の処理等)

借受人が借受期間中にレンタカーに關して道路交通法に定める駐車違反をしたときは、借受人は自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用の一切を負担するものとします。

2前項の場合で警察等から当社に対し駐車違反について連絡があった場合において、借受人が前項の反則金又は諸費用を納付していないときは、当社は反則金及び諸費用を納付したうえでレンタカーを返還すべき旨の指示をすることができ、借受人はこれに従います。

3前項の場合において、レンタカーの返還が借受期間を超えた場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとします。

第19条（自動車貸渡証の携帯義務等）

借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとする。

2借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

第20条（賠償責任）

借受人は、その責に帰する事由による事故によりレンタカーに損害を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金（休業による損害金）を支払うものとする。

2前項に定めるほか、借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

第6章自動車事故、盗難の処置等

第21条（事故処理）

借受人はレンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況を当社に報告すること。
- (2) 当該事故に関し、当社および当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを速滞なく提出すること。
- (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- (4) レンタカーの処理は、特に理由がある場合を除き、当社または当社の指定する工場で行うこと。

2借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとする。

3当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第22条（盗難）

借受人はレンタカーの借受期間中に、当該レンタカーが盗難にあった時には直ちに最寄りの警察に通報するとともに、被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うものとする。

第23条（補償）

当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担する第20条第2項の損害賠償責任を次の限度内で円補するものとする。

- (1) 対人補償 1名限度額 無制限
- (2) 対物補償 1事故限度額 無制限：免責額5万円
- (3) 車両補償 1事故限度額 時価額：免責額マイクロバス、アルミトラック及び架装車10万円
2t以上トラック及びダブルキャブトラック7万円、その他5万円
- (4) 搭乗者補償、死亡1,000万円（1名につき）、入院15,000円（1日につき）、通院10,000円（1日につき）
後遺障害限度額 1,500万円。

ただし、入院と通院は事故発生日より180日間を限度とする。

2前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とする。

3損害保険又は補償制度の免責分については、特約した場合を除いて借受人の負担とする。

4警察および当社店舗（営業所）に届け出ない事故、貸渡後に第9条第1号ないし第5号の一に該当して発生した事故、または第17条第1号ないし第8号の一の該当して発生した事故による損害、その他借受人がこの約款に違反した場合については借受人は損害保険および当社の補償制度による損害を円補が受けられないことがあります。

5前3項のほか、損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合、第1項に定める補償は適用されません。

第24条（故障等の処置等）

借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

2借受人はレンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとする。

3借受人は、レンタカーの貸し渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社から代替レンタカーの提供又ははれに準ずる処置を受けることができるものとする。

4借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとする。

第25条（不可抗力の事由による免責）

当社は天災その他の不可抗力の事由により借受人が借受期間中にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとする。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

2借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸し渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとする。

当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとする。

第7章 取り消し、払い戻し等

第26条（予約の取り消し等）

借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合は借受開始予定時刻を1時間以上経過しても貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとする。この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返還するものとする。

2当社は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。

3第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとする。この場合、当社は予約申込金を返還するものとする。

4当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

第27条（中途解約手数料）

借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとする。

中途解約手数料＝

（貸渡契約期間に対応する貸渡料（貸渡契約時に定め乗捨店舗にかかる乗捨料金を除く）× 貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金<解約時の実際の乗捨店舗にかかる乗捨料金を除く>）×50%

第28条（貸渡料金の払い戻し）

当社は次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとする。

(1) 第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡時から貸渡契約の終了時までその期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

(2) 第5条第2項または第7条第1項により、借受人が解除、解約をしたときは、受領した貸渡料金から、貸渡時から解除、解約によりレンタカーを当社に返還したときまでの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2前項の払い戻しに当たっては、中途解約手数料、その他当社が受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとする。

第8章 返還

第29条（レンタカーの確認簿）

借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引き渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとする。

2当社はレンタカーの返還に当たって、借受人の立ち合いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとする。

3借受人は、レンタカーの返還に当たって、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は返還後の遺留品について責を負わないものとする。

第30条（レンタカーの返還時期等）

借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとする。

2借受人が前項に違反したときは、借受人は、これにより当社に発生した一切の損害を賠償するものとする。

第31条（レンタカーの返還場所等）

レンタカーの返還は、第3条第1項により明示した返還場所に返還するものとする。ただし第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所に返還するものとする。

2借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（乗捨料金）が当初乗捨料金を超える場合には、その超過分を支払うものとする。ただし当初乗捨料金を下回る場合でも当社はその差額を返還しません。

3借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第1項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとする。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

第32条（貸渡料金の精算）

借受人はレンタカー返還時に貸渡料金の精算をしなければならないものとする。

2レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合には借受人は当社が別途定める料金表に従い算出した燃料代を支払います。

第33条（レンタカーが返還されない場合の処置）

当社は、借受人が貸渡期間が満了したにもかかわらず前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手段のほか、社団法人全国レンタカー協会へ乗り逃げ被害報告をする等措置をとるものとする。

2当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとする。

3第1項に該当することとなった場合、借受人は第20条第2項の定めにより当社に与えた損害について賠償する責を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとする。なお、この場合、当社はレンタカー内の遺留品について責を負わないものとする。

第34条（当社が駐車違反に係る違反金等を負担した場合等の処置）

第18条第1項の場合において、借受人が所定の期間内に駐車違反に係る違反金又は諸費用を納付せず、当社が当該駐車違反に係る違反金又は諸費用を負担したときは、借受人は当社に対し当社が支払った一切の費用を賠償するものとする。

2前項の場合において、借受人が当社が定める期間内に前項の費用の支払いをなさなかったときは、当社は社団法人全国レンタカー協会に対し、駐車違反関係費用未払いの報告をする等の措置をとるものとする。

第35条（乗逃げ、駐車違反等の登録と利用の合意）

借受人は、第33条第1項又は前条第2項に該当することとなったときは、当該事実にかかる情報が、社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとする。

第9章 雑則

第36条（消費税、地方消費税）

借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税、（地方消費税を含む）を別途当社に対して支払うものとする。

第37条（遅延損害金）

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第38条（邦文約款の優先適用）

邦文約款と英文約款の用語又は文章につき が生じた場合、邦文約款を優先適用します。

第39条（契約の細則）

当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定める事ができるものとする。

2当社は、別に細則を定めたときは、当社の店舗（営業所）に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとする。又これを変更した場合も同様とする。

第40条（管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店若しくは営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

附則

この約款は、平成17年11月18日から施行します。

クワトロレンタカー